

これから、「加入・喪失・各種変更 お手続きガイド」についてご説明いたします。

このお手続きガイドは、国民年金への加入や資格の喪失、及び各種変更に関するお手続き・ご相談に対応する際に使用します。相談者の来訪目的を確認するときにお見せするお手続きガイド表紙(名称確認)、加入や種別変更の手続きについて具体的にご説明するための各お手続きガイド、資格取得届書などの記入例、で構成されています。

各お手続きガイドは手続きや説明の内容に応じて No.1～No.13 まで用意されています。No.1～No.6 では、国民年金への加入や資格の喪失及び種別変更手続きについて、No.7～No.12 では、保険料額や各種納付方法、保険料が割引になる前納制度などについて、No.13 では年金額を増額させるための付加保険料について説明が行えるようになっています。



では、具体的に各お手続きガイドの内容を確認していきます。まず、お手続きガイド表紙は、相談者が何の手続きに来たのか、来訪の目的をはじめに確認するために使います。相談者ごとの状況に応じて必要となる手続きと手続き先が記載されており、市町村で手続きを行えるものについては、説明に使用するお手続きガイドの No.が記載されています。各お手続きガイドには、具体的な手続きの内容やご案内すべき注意事項が記載されていますので、相談者の目的に応じたお手続きガイドを取り出し、相談者に見せながら説明を行ってください。



<No.1 20歳になったとき>

No.1 のお手続きガイドには、20歳になって国民年金に加入するときの手続きや説明内容が記載されています。20歳になる方に対し、20歳の誕生月の前月に日本年金機構より国民年金被保険者資格取得届書が送付されますので、これを持参された場合などは、このお手続きガイドを使って説明してください。なお、手続きを行えるのは20歳の誕生日の前日から14日以内となります。20歳到達前に手続きに来られた方には、誕生日の前日以降にあらためてお越しいただくか、当該日以降に郵送していただくようご案内してください。また、学生の方や収入が少ない方などで保険料の納付が困難な場合には、免除制度について「免除・納付猶予お手続きガイド」を使ってご案内します。保険料の納付に問題がない方には、将来の受給額を増やせる付加保険料についてご案内してください。年金手帳や納付書の送付など手続き後の流れについても記載しています。

<No.2 会社を退職したとき>



No.2 は、会社員や公務員など被用者年金の被保険者だった方が勤務先を退職し、第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要な場合のお手続きガイドです。切り替えの日は会社などを退職された日の

翌日となります。配偶者を扶養している場合は、配偶者の方の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きも必要となりますので、No.3のお手続ガイドを使ってご案内してください。免除制度や付加保険料については20歳になった方の場合と同様です。

<No.3 配偶者の扶養から外れたとき>



No.3は会社員など第2号被保険者の配偶者の方が扶養から外れた場合のお手続ガイドです。第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方は第3号被保険者となりますが、本人の年間収入が130万円を超えて配偶者の扶養から外れた場合や、配偶者が死亡した場合、配偶者が退職した場合、離婚した場合などに第3号被保険者から第1号被保険者への種別

変更の届出が必要となります。配偶者が65歳以上となり第2号被保険者の資格を喪失した場合も、60歳未満の被扶養配偶者は第3号被保険者から第1号被保険者となります。免除制度や付加保険料についてはNo.1、No.2の場合と同様です。

<No.4 海外に居住するとき>



No.4は、海外に居住される方のお手続について記載しています。国民年金の第1号被保険者の方が海外に移住する場合、第1号被保険者の資格を喪失しますが、日本国籍の方は任意加入することができます。任意加入しない場合、合算対象期間として老齢基礎年金の受給資格期間として計算できますが、年金額には反映されません。資格喪失中は障害基礎年金や遺族基礎年金

も適用外となることをご説明してください。海外任意加入を行う場合のお手続窓口や保険料の納付方法、日本国内に転入した場合のお手続についても記載しています。(資格喪失届出についての記載なし)

<No.5 任意加入するとき…高齢任意加入制度>



No.5は、高齢任意加入制度についてのお手続ガイドで、2枚(4頁)セットになっています。高齢任意加入制度は、60歳以上65歳未満の方が、受給資格を満たすため、または年金額を増やすために最大5年間、任意加入

することができる制度です。任意加入できる方の要件や制度のメリットが具体的に記載してありますので、丁寧に説明してください。老齢基礎年金の繰上げ受給をしている方や、年金額が満額に到達している方は加入できません。また、遡って加入することもできませんのでご注意ください。(年金額を増やす方法として、付加保険料の納付や、免除期間、未

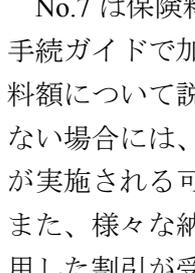
納期間に応じた追納、後納を行うことも考えられますので、慎重にご案内してください。)

<No.6 任意加入するとき…特例高齢任意加入制度>



No.6 は、65 歳時点で老齢基礎年金の受給に必要な 25 年の加入期間を満たしていない方が、任意加入によって受給権を確保するための特例高齢任意加入制度について記載しています。加入可能な期間は 70 歳まで、または受給資格期間を満たすまでの間となりますので、受給資格期間を満たすまでに必要な加入期間の確認が必要です。受給資格期間は平成 27 年 10 月に 25 年から 10 年に短縮される可能性がありますのでご注意ください。なお、付加保険料の納付はできません。(昭和 40 年 4 月 1 日までに生まれた方…以降に生まれた方の 65 歳到達は最短で平成 42 年?)

<No.7 保険料額について>



No.7 は保険料額についてのお手続ガイドです。No.1 や No.2 などのお手続ガイドで加入や種別変更手順の説明を行った後、このカードで保険料額について説明します。国民年金保険料の納付が義務であり、納付しない場合には、本人だけでなく配偶者や世帯主にも銀行口座等の差押えが実施される可能性があることをしっかりと理解いただってください。また、様々な納付方法が利用できること、前納制度や口座振替などを利用した割引が受けられることも丁寧に説明してください。必要に応じて前納制度や納付方法毎のお手続ガイドを取り出してご案内してください。

<No.8 前納制度>



No.8 は保険料の前納制度について記載しています。前納制度や口座振替を利用した場合の保険料と割引額が一覧できるようになっています。口座振替による 2 年前納がもっとも割引が大きくなりますが、毎年 2 月末までに金融機関や年金事務所へ申し込みを行う必要があります。

<No.9 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付>



No.9 のお手続ガイドには、金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口にて現金で納付する場合の注意事項や、保険料の納付が可能なコンビニ店舗の一覧が記載されています。納付期限までに納めていただくこと、市町村及び年金事務所の窓口では納付できないことをお伝えしてください。

<No.10 口座振替>



No.10 は口座振替のご案内が記載されています。口座振替のお申し込みは年金事務所または金融機関の窓口で行うか、年金事務所へ申込書を郵送して行います。口座振替による早割制度、口座振替開始までの期間、残高不足の場合の取り扱いなどについてご説明してください。

<No.11 クレジットカード納付>



No.11 はクレジットカード納付の申し込み方法と注意事項が記載されています。クレジットカード納付のお申し込みは、年金事務所の窓口か郵送にて行います。口座振替による早割制度は適用されず、保険料は納付書で納める場合と同額となります。

<No.12 電子納付>



No.12 は、インターネットバンキングやATMを利用した電子納付について説明しています。インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する場合には、あらかじめ金融機関と契約を行う必要があります。契約方法や利用の可否については各ご利用金融機関にお問い合わせいただくようご案内してください。

<No.13 付加保険料>



No.13 は、付加保険料についてのお手続ガイドです。月額 400 円の付加保険料を納付いただくことで、年額で 200 円×付加保険料を納めた月数の付加年金が加算されます。納付する保険料と増える年金額の関係を丁寧に説明してください。なお、納付期限は翌月末日となっていますが、年金機能強化法により、納付期限を経過した場合でも、期限から 2 年間は付加保険料を納めることができるようになりましたのでご注意ください。(解説集の記載確認)

<請求書等記入例>



手続に応じてご提出いただく被保険者資格取得届書等の記入例を掲載しています。該当する書類を記入いただく際に参考としていただいでください。

<参考資料 国民年金保険料の変遷>

The table, titled '【参考資料】国民年金保険料の変遷', shows the historical changes in National Pension Insurance premiums. It has multiple columns representing different years and rows representing different premium levels. The data is presented in a grid format with red and white cells.

最後に、参考資料として昭和36年度から平成26年度までの月額保険料の変遷を記載しています。

「加入・喪失・各種変更」のお手続ガイドについて、ひと通り説明してまいりました。実際のお手続ガイドには、より具体的な説明事項が記載されていますのでご確認ください。また、別途用意されている解説集には、さらに詳細な注意事項や疑義照会などが掲載されていますのでぜひご覧ください。